

大野城市立大野中学校いじめの防止等の基本方針

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条第1項）をいう。

※ 起こった場所は学校の内外を問わない。

※ 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る必要がある。

(2) いじめ防止に対する大野中学校の考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす人として決して許されない行為である。しかしながら、どの生徒にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となり、一過性ではなく継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組む事が重要である。

本校では、学校長のリーダーシップのもと、生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができるようにして、生徒が自己肯定感や自己有用感を育むなど、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むようにする。そして、家庭・地域社会・関係諸機関との連携のもと、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進めるためにいじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめがある場合は適切かつ迅速にこれに対処するためいじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの防止等の推進体制

○「大野中学校いじめ防止対策委員会」の設置

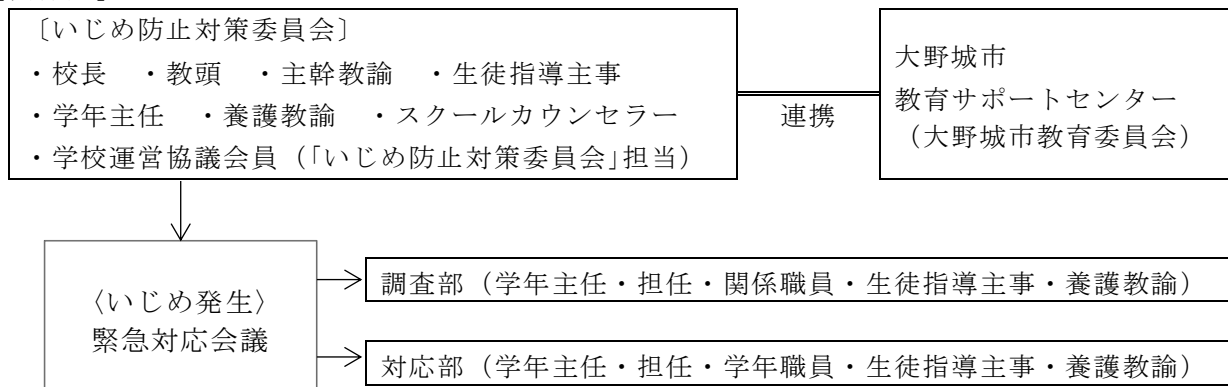
① 構成委員

・校長 ・教頭 ・主幹教諭 ・生徒指導主事 ・各学年生徒指導担当 ・養護教諭
・スクールカウンセラー

② 緊急対応会議

・調査部 … 学年主任・担任・関係職員・生徒指導主事・養護教諭
・対応部 … 学年主任・担任・学年職員・生徒指導主事・養護教諭

【関係図】



3 校内委員会を中心とした年間計画

月	校内委員会	未然防止〔プロアクティブ〕	早期発見〔リアクティブ〕	評価
4月	いじめ基本方針を確認する校内研修 ・学校いじめ防止基本方針の見直し（基本方針・報告連絡体制の確認）・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況の学校評価項目への位置付け・「いじめの未然防止早期発見・早期対応の手引（改訂版）」の活用について・相談ポストの設置と活用	・学校いじめ防止基本方針を入学時や各年度の開始時に生徒や保護者への説明・配慮生徒の共通理解・いじめチェックリスト	いじめの未然防止の校内研修 生活アンケート ICT 活用 いじめ人間関係トラブル早期発見チェックポイント（教師保護者）	
5月	体育祭の指導方針について	体育祭	無記名アンケート 教育相談	
6月	大野城市いじめ問題対策連絡会議 いじめ撲滅月間	選手激励会	生活アンケート ICT 活用 保護者用いじめチェックリスト配付	
7月	夏休みの過ごし方について 教育相談の活かし方について	家庭向けリーフレット配付	生活アンケート ICT 活用 教育相談	
8月	職員研修（生徒理解について） 外部講師による研修			
9月	チェックリストを活用した見守り	修学旅行 ふれあい学級	生活アンケート ICT 活用	
10月	文化発表会の指導方針について いじめ撲滅月間	文化発表会	無記名アンケート 保護者用いじめチェックリスト配付	
11月	生徒会の在り方について		生活アンケート ICT 活用	
12月	冬休みの過ごし方について 教育相談の活かし方について		生活アンケート ICT 活用 教育相談	
1月	チェックリストを活用した見守り		生活アンケート ICT 活用	
2月	教育相談の活かし方について 大野城市いじめ問題対策連絡会議		無記名アンケート 教育相談	
3月	春休みの過ごし方について	次年度に向けた配慮 生徒の共通理解	生活アンケート ICT 活用	

※5, 7, 12月の教育相談では、生活アンケートや学校適応感尺度（アセス）を活用し、「大人しく、まじめで教師から支援や賞賛を受けることがほとんどない児童生徒」の理解を多角的に進める。

4 いじめの重大事態の対処

(1) 重大事態の意味

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ※ 自殺の企画、身体への重大な傷害、金品等への重大な被害、精神性疾患への罹患などのケースが想定される。
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- ※ 「相当の期間」は年間30日を目安とする。（「いじめ防止対策推進法 第28条」より）

(2) 基本的な流れ

- ① 大野城市教育委員会に報告する。
- ② 市教委と連携しながら、「いじめ防止対策委員会」を開催し、緊急対応会議を開く。
- ③ 事実関係を明確にするための調査を実施する調査部と関係者に対応する対応部に分かれて、解決にあたる。